◇資料◇

劉憲権*1)

メタバース空間における犯罪の 刑法的規制の新たなアプローチ*4)

 孫
 文*2) (訳)

 松 宮 孝 明*3) (監訳)

2021年10月、有名なソーシャルメディアサイト Facebook は正式に Meta と名前を変更することを発表した。創設者であるザッカーバーグは、メタバースが人類社会の次の新たな世界であると宣言した。その後、メタバース関連の株や製品が相次いで登場し、「メタバース」という言葉は注目を集め、現在最も流行する用語およびテーマになった。実際、メタバースの概念は最初に1992年の SF 小説「雪崩」に登場しており、完全に新しい用語とは言えない。しかし、現在までの発展において、メタバースの内包と外延は一定の変化を遂げており、今日に至るまで共通の一般的定義には至っていない。現段階では、基本的な社会通念として、メタバースは新興のデジタルテクノロジーの発展によって、実世界との対話を可能にする拡張技術を通じて生まれる仮想空間といえよう。仮想と現実の対話空間として、メタバースは現実世界とは異なる特徴を持ち、これまで私たちが接してきた他の仮想空間とも異なる特徴を備えている。

しかしながら、どのようにしても、メタバースは現行の規範的世界から完全に切り離されることは有り得ない。メタバース空間内の秩序の維持や行動の規制に関する課題も、今後のメタバースの発展において無視できない重要な内容となる。法律

^{*1)} リウ・シンチェン 中国華東政法大学刑事法学院教授

^{*2)} スン・ウェン 中国華東政法大学刑事法学院副研究員

^{*3)} まつみや・たかあき 立命館大学大学院法務研究科教授

^{*4)} 本稿は、中国国家社会科学基金重大プロジェクト「インターネット時代の社会管理と 刑法体系の理論的革新」(プロジェクト番号 20&ZD199、首席専門家)の段階的成果物で ある。本稿の翻訳は、上海浦江人材計劃「医療領域人工知能的刑事責任」(プロジェクト 番号 2019PIC039)の段階的成果物である。

は既存の規範的世界における重要な役割を果たしており、メタバース空間内の秩序 維持や行動規制においても重要な役割を果たすことになる。同時に、刑法は他の法 律を保障する法律としての役割を果たし、その存在は欠かせない。筆者は刑法の視 点から、メタバース空間の発展のガバナンスについて探究し、特にメタバース空間 における犯罪の特徴、既存の刑法理論に与える影響、および刑法的規制のアプロー チに焦点を当てて考察する。

一、様々な発展段階におけるメタバース空間での犯罪の種類

あらゆる科学技術の発展と同様に、メタバース技術の発展も一朝一夕成し遂げられたものではない。現段階では、メタバース技術の探索はまだ初期段階にある。関連技術の改善と関連制度の整備に伴い、メタバース技術の探索はより高度な段階に進展する。メタバース空間に関わる犯罪のリスクはメタバース技術の発展と密接に関連しており、発展段階ごとに種類の異なる犯罪がメタバース空間で発生する可能性がある。

(一) 発展初期段階のメタバース空間における犯罪

メタバース技術発展の初期段階は、主に仮想空間の構築に焦点を当てている。学者の中には、メタバース空間は仮想空間とは異なることを強調する人もいるが、否定できないのは、仮想性がメタバース空間の特徴の一つであるということである。つまり、メタバース空間の発展初期段階では、完全なリアル体験を提供できないため、仮想性がメタバース空間の主な特徴となると言えよう。仮想性は、ユーザーに提供する直感的な体験だけでなく、メタバース空間を現実空間と区別する重要な要素である。前述の通り、メタバース空間は本質的に人と人の距離を縮め、社会活動における関係性に変化をもたらす新興技術の概念として、公衆に対して大きな魅力を持っている。しかし、発展初期段階では、人びとはメタバース空間の概念に対して十分な理解を持っていない。特に、メタバース空間は人工知能、ブロックチェーン、クラウドコンピューティング、チップなどの複雑な技術に依存しているため、一般人認識とメタバース空間とのギャップが広がっている。

このような状況で、一部の犯罪者が新興の技術の概念であるメタバース空間を利用して詐欺、不法集金、マルチ商法などの犯罪を実行することがある。例えば、現在、メタバースの名目を騙ったブロックチェーンゲームが登場し、ユーザーに対してお金をそのゲームの中の仮想通貨に交換するよう求めているが、これには詐欺の

疑いがある。周知のように、詐欺犯罪の基本的な構造は、行為者が事実を虚構し、 真実を隠蔽することによって他人を誤った認識に導き、財産を処分させることであ る。メタバース空間の概念がまだ普及していない状況では、犯罪者には「虚構事実 を作り上げ、真実を隠蔽する」という行動を実行する大きな余地がある。加えて、 社会の中には金銭を得ることを切望する人々がいるため、関連する詐欺行為はこれ らの人々を誤った認識に陥れて抜け出せない状態にするかもしれない。

これら2つの要因が結合すると、発展初期段階のメタバース技術は、詐欺犯罪を実行する行為者の目的を達成することを容易にさせかねない。さらに、メタバース空間の概念はある程度の投資属性を持っており、それ自体が集金犯罪を実行するための手段になる可能性がある。例えば、一部のプロジェクトはメタバース空間の名目で関連する財テク活動を展開しているが、中国の現行法の規定によると、多くの財テク活動は本質的に依然として不法集金に属する。中国の刑法における集金犯罪には、主に公衆預金不法集金罪と集金詐欺罪があるが、両者の区別は行為者の不法利得の意思の有無である。メタバース空間の名目を利用した投資プロジェクトのほとんどは、メタバース空間に関連する事業を行っていないため、公衆預金不法集金罪に該当する疑いがある。犯罪者がマルチ商法組織の形でメタバース空間を宣伝に利用し、投資を誘致していたのであれば、同時にマルチ商法関連犯罪の疑いもある。

発展初期段階のメタバース技術では、メタバース空間の構築は本質的に現実空間をデジタル化するプロセスであり、大量のデータ分析技術を必要とする。メタバース空間自体、そしてメタバース空間と現実空間との接続手段は、実際にはデータで構成されている。したがって、この段階でのメタバース空間の発展は、データ犯罪のリスクをもたらす可能性がある。現在、我が国の刑法はデータ犯罪を規制するために多元的なアプローチを採用しており、データの特性に基づいて異なる罪を適用してデータ犯罪を規制している。広義のデータ犯罪の概念には¹⁾、従来のコンピュータ犯罪だけでなく、財産犯罪、個人情報侵害罪などが含まれる²⁾。メタバース空間とデータの関係には、データの収集、データの保存、データの利用が含まれる。データの収集は価値を創造する源泉である。メタバース空間をより迅速に構築

¹⁾ 広義のデータ犯罪の概念では、データ犯罪を、データを対象または道具とするすべての 犯罪と理解している。王倩雲「人工知能を背景としたデータ安全犯罪の刑法規制の考え 方 | 法学論壇2019年第2号27頁。

²⁾ 孫宇「仮想通貨犯罪にかかわる刑事法規制のジレンマと活路」青少年犯罪問題2021年第 5 号86頁。

するために、クリエーターは不法な手段でデータを入手するか、データベースに不 正に侵入する可能性がある。現行の刑法体系によれば、コンピュータ情報システム 侵入罪、コンピュータ情報システムのデータ不法取得罪などの関連する罪が適用さ れる。刑法の規定によれば、コンピュータ情報システムとデータの関係は保存と被 保存、処理と被処理の関係であり、データの入手には必ずコンピュータシステムへ の侵入が必要であるように見える。

しかし、この従来のパターンは変化し、今日では不正にデータを取得することは コンピュータ情報システムを破壊することを前提とせず、情報システムを破壊する ことなく所望するデータを得ることが可能となっている³⁾。したがって、データの 不法取得行為が侵害する法益は多様化しており、例えば市民の個人情報を不法に取 得する行為は公民個人情報侵害罪に該当する可能性がある。データの保存はデータ の価値を保証するための必要な手段である。メタバース空間の円滑な運営には多く のデータの保存が必要であるが、データが破壊されるとメタバース技術の発展を妨 げ、重大な損害をもたらす可能性がある。同時に、データ破壊行為は異なる種類の 犯罪に関与する可能性があり、その分類によって異なる犯罪のタイプが含まれるこ とがある。データの利用は、データが価値を生み出す方向と結果を決定する。メタ バース空間では、データはリソースに相当し、関連する利益も多様である。メタ バース空間の管理者は、データ保護の義務があり、関連する義務や規定に違反する と、犯罪を構成する可能性がある。例えば、中国の刑法第253条の1第2項には、 「国家の関連規定に違反して、職務を執行する際またはサービスを提供する際に取 得した市民の個人情報を、売買または他者に提供する行為は、前項の規定により重 く処罰する」と規定されている。また、ネットワークサービス提供者としての立場 を持つメタバース空間の管理者が、ユーザー情報のデータ管理が不適切でユーザー 情報を漏洩させた場合、情報ネットワーク安全管理義務不履行罪とみなされる可能 性がある。したがって、メタバース空間の発展はデータに強く依存しており、デー タの収集、保存、および利用の過程には一定の刑事的リスクが伴う。

(二) メタバース空間の高度な発展段階における犯罪

メタバース技術の高度な発展段階では、メタバース空間はもはや単なる仮想空間の構築を追求するだけでなく、現実空間との接続をより重視し、仮想性から完全な

³⁾ 金山「モノのインターネット情報安全とプライバシー保護の研究」コンピュータディスクソフトウェア2013年第16号40頁。

リアル性への発展という特徴を示す。伝統的なインターネットによって構築された 仮想空間と比べて、メタバース空間の最大の違いは、完全なリアル性の相互作用と いう次元が追加されたことである⁴⁾。そのため、メタバース空間がある段階に発展 すると、完全なリアル性を強化することがその核心的な目標となる。それと同時 に、メタバース空間に関連する刑事リスクも変化し、新しいタイプの人身傷害犯罪 が発生する可能性がある。

一般的に、科学技術の発展が人身傷害犯罪に与える影響はごくわずかである。主 な理由は、人身傷害犯罪が通常は自然犯であり、時空の変化や政治体制の影響を受 けにくいからである⁵⁾。しかし、メタバース技術の出現は明らかに革命的であり、 物理的な空間の制限を破り、現実空間と仮想空間が共存する「双子体」を構築しよ うとしている。そのため、その後期の発展は、全体として社会生活形態に影響を与 えるのであり、それによって刑法上の自然犯の成立と構造も影響を受けるであろ う。ニュース報道によれば、最近、女性が VR 仮想社交プラットフォーム Horizon Worlds で「セクシュアル・ハラスメント」に遭遇したと報告している。ある見知 らぬ人が繰り返し広場で彼女の仮想キャラクターに触れ、不快にさせたというので ある⁶。実際、インターネット空間でも「セクシュアル・ハラスメント」事件は頻 繁に発生している。ただし、インターネット空間はまだ人体の模倣を実現していな いため、物理的な本体から離れた状態では、伝統的な人身傷害犯罪は成立しない。 メタバース空間が進化するにつれて、そのリアル性が高まり、特に人体の五感の感 覚と体験が強化されると、仮想キャラクターの仮想性が低下し、リアル性が向上す る。人々はメタバース空間を通じて自分自身の身体を「コピー」することができ る。このように「触れる」行為も、触られた側の物理的な本体に、より真実に近い 感覚をもたらすであろう。この状況では、確かにある程度の人身傷害犯罪が実際に 発生する可能性がある。

さらに、メタバース技術の高度な発展段階においては、初期発展段階で存在した 犯罪のリスクも依然として存在する。しかし、メタバース空間のリスク防止メカニ ズムが完璧なものになるにつれて、詐欺、不法集金、マルチ商法など、メタバース 空間で行われる犯罪の割合はある程度減少するであろう。これらのタイプの犯罪

⁴⁾ 王峰「メタバースは人文断裂をもたらしたか」探索与争鳴2021年第12号28頁。

⁵⁾ 陳興良「法定犯の性質と定義」中外法学2020年第6号149頁。

^{6) 「}メタバースユーザーによるセクハラ事件 より良いメタバース秩序を構築」https://baijiahao.baidu.com/s?id=1719841239510015012&wfr=spider&for=pc, 最終訪問日:2022年2月3日。

は、高度な発展段階ではメタバース空間犯罪の主流とはならなくなるであろう。同時に、メタバース空間は高度な発展段階でもデータと関連技術に依存しているため、データ犯罪は初期段階と高度な発展段階における共通の刑事リスクとなる。

二. メタバース空間犯罪と既存犯罪のタイプの比較と区別

メタバース空間の概念が現れた時から、メタバース空間と現在の仮想空間は異なるものではないとする声があり、メタバースに対する法学の研究は「新たな学術的バブル」であると言われた 70 。なぜメタバース空間犯罪の専門的な研究が必要なのか。メタバース空間犯罪と現在の他の犯罪タイプ、例えばネットワーク犯罪との違いは何か。これらの問いは、メタバース空間犯罪の議論を始める前に答えなければならないものである。私の見解としては、メタバース空間犯罪の議論は所謂「学術的な空想」ではなく、また「新たな学術的バブル」でもない。というのも、メタバース空間犯罪と既存の他の犯罪のタイプは明確に区別されるからである。私は、メタバース空間犯罪と来ットワーク犯罪、AI 犯罪という二つの代表的なテクノロジー犯罪を比較することで、メタバース空間犯罪の特性を示そうと思う。

まず、ネットワーク犯罪と比較して、メタバース空間の犯罪はリアル性を持っている。ネットワーク技術が急速に発展する中、ネットワーク犯罪は刑法理論の議論の中で重要なテーマとなっている。伝統的な犯罪との比較では、ネットワーク犯罪は犯罪構成要件、社会危害性、そして形態において変異が見られるようになった。これらの変異が現れることで、ネットワーク犯罪の認定過程に多くの障壁が生じてきた。ネットワーク犯罪の中期以降の発展段階は、ネットワークを犯罪の対象や手段とするだけでなく、犯罪の「ネットワーク化」が進行しており、ネットワーク空間での刑事責任や刑の適用が実際の空間と同様にできるのかという点で、刑法理論において激しい議論が行われている。例えば、公共の場での挑発混乱引起罪がネットワーク空間にも適用されるのか、という問題が挙がっている。近年、ネットワーク犯罪の産業化、中立化、連鎖化についての議論が盛んになっている。これらのネットワーク犯罪の変動に関する議論は、ネットワーク空間の仮想性に起因している。メタバース空間もまた、実際の空間とは異なる仮想性を持つため、ネットワーク犯罪と類似の特性を示すことがある。例えば、一部の犯罪行為は空間的な制約を

⁷⁾ 汪焱梁 = 張学彬「メタバース法学研究のバブル化に警戒」https://mp.weixin.qq.com/s/sAzhhl_R3Qs3ve4D9scQQA, 最終訪問日:2022年2月3日。

超えることが可能であり、そのような犯罪はネットワーク空間だけでなく、メタ バース空間で起きることも考えられる。侮辱や中傷のような行為などがそれに該当 する。

ネットワーク犯罪の発展過程にも空間化と現実感の強化の特徴が見られるが、こ の現実感の強化がネットワーク犯罪に「質的な | 変化をもたらすことは一般的には ない。ネットワーク空間の現実感の強化は、主に空間内部の画面の感覚や実用性を 増加させることによって行われている。例えば、インターフェースの洗練や決済ア プリ機能の追加などが挙げられる。メタバース空間における現実感の強化は、空間 内部だけでなく、各種技術を利用して空間外部との接続を強化し、人工的に作られ た空間と現実空間との間の絶対的な隔たりを打破することに重点を置いている。こ のような現実感の強化は、徐々に完全な現実性に到達するであろう。例えば、一般 的なネットワークゲームは、精緻な画面設定によってユーザーに精度の高い現実的 なゲーム体験を提供する。しかし、メタバース空間のゲームは、完全現実技術を使 用してユーザーの没入型体験を実現する。メタバース空間では、ユーザーが身体を 使って没入型のソーシャル活動に参加し、相互作用や感情的体験を得ることを奨励 している。メタバース空間のユーザーは、装置を体に埋め込むことで、具体的な シーンの刺激を感じることができ、身体の動きによって適切なフィードバックを提 供することができる。メタバース空間での完全現実感の実現と並行して、メタバー ス空間の犯罪は、ネットワーク空間では実行できない行為、特に五感を利用する犯 罪や、身体の動きが必要とされるその他の犯罪を、完全現実技術を利用して実行す ることが可能となる。

これにより、メタバース空間の技術的特徴が、メタバース犯罪に完全現実性の特性を付与していることが明らかとなる。したがって、私たちはメタバース空間の犯罪を「アップグレード版」のネットワーク犯罪と単純に考えることはできず、メタバース空間の特殊性とその犯罪に対する影響に関する専門的な研究を強化する必要がある。

次に、人工知能犯罪と比較して、メタバース空間の犯罪は範囲と起源において特殊性を持っている。人工知能犯罪は、人工知能技術の発展に伴って現れる新しいタイプの犯罪である。私は早くから指摘してきたが、人工知能は人間が作り出した、人間のみが持つ可能性のある「知能」である。そして、人の「知能」には意識と意志の要素、つまり自分の行動を識別し制御する能力が含まれる。私は、人工知能技術の発展レベルに基づいて、人工知能時代を普通ロボット、弱い人工知能、強い人工知能の三つの異なる時代に分けている。人工知能製品は意識や意志を持っている

ため、人工知能技術は犯罪の認定や刑事責任の移転、さらには変更に影響を与える可能性がある。弱い人工知能の時代には、ディープ・ラーニング能力を持つ弱い人工知能製品の開発者やユーザーが過失犯罪の責任を負う必要がある。強い人工知能製品では、その主体性についての議論が存在する⁸。現在、人工知能犯罪に関する議論には、例えば、スマートカーの交通事故に関する刑事責任の研究などの実際の事件に対する懸念、または、例えば、スマートロボットがプログラム制御から独立して有害な行動を自主的に決定する場合の刑事責任を誰が負うかという未来の発展への注目が含まれている。これらの人工知能犯罪に関する議論は、ある程度、人工知能産業の発展に対して指導または警告の役割を果たすであろう。メタバース空間の犯罪と人工知能犯罪の共通点は、双方とも新しい技術の「産物」であり、刑法理論が未来の科学技術の発展がもたらす可能性のある刑事リスクなどに重点を置いて注目している内容にある。言い換えれば、これらの技術の「新しさ」および同様の刑事リスクの発生可能性が、私たちが両者を一緒に比較研究する理由である。しかし、メタバース空間の犯罪と人工知能犯罪は、存在範囲や特殊性の起源に関しても違いがある。

第一に、存在範囲について、メタバース技術の発展において、人工知能技術は重要な役割を果たしている。しかし、メタバース空間の利用の制限のため、人工知能犯罪の主要なタイプ(例:スマートカー関連犯罪や「ダ・ヴィンチ」手術ロボット関連犯罪など)は現在、メタバース空間内で生じることは難しい。同時に、メタバース技術の発展には人工知能技術だけでなく、ホログラム技術、インタラクティブ技術、そしてスマートアルゴリズムなどの他の科学技術が必要である。これにより、究極の形態の「バーチャルライフ」を実現することが可能となる⁹⁾。人工知能技術は、例えば医療分野や運転分野など、特定の分野での突破を実現してきた。しかし、メタバース技術は特定の分野での突破だけでなく、現実の空間の制約を打破することにも取り組んでおり、これにより人間の価値の全面的な突破を実現することを目指している。したがって、人工知能犯罪とメタバース空間犯罪は、まったくもって伝統的な刑法理論に対して挑戦を投げかける可能性があるが、その範囲は異なる。しかし、人工知能犯罪とメタバース空間犯罪の間には一定の関連性が存在するかもしれず、人工知能犯罪もメタバース空間犯罪の間には一定の関連性が存在するかもしれず、人工知能犯罪もメタバース空間内で発生する可能性がある。

第二に、特殊性の源泉に関して、先に述べたように、私は人工知能犯罪が特殊性

⁸⁾ 劉憲権「人工知能時代の『内憂』『外患』と刑事責任 | 東方法学2018年第1号140頁。

⁹⁾ 張昌盛「人工知能、かめの中の脳と仮想人生」重慶理工大学学報(社会科学)2021年第 12号53頁。

を持つのは、人工知能技術が人間だけが持っている「知能」の深化を続けているた めであり、これが弱い人工知能の時代において、プログラムの制御で「自律的に| 分析や判断を行うことができる AI 製品を生み出している。そして、この AI 製品 の特性が、人工知能犯罪が通常の犯罪とは異なる責任分担を持つ理由である。その ため、弱い人工知能製品に関連する刑事責任を認定する際には「比例」の原則に 従って、製品の知能レベルに基づき、関連する各主体が負担する刑事責任をある比 率で分配する必要がある¹⁰⁾。他方、強い人工知能製品に関する刑事責任を認定する 際には、行動がプログラムの設計に基づいて行われたかどうかを考慮して、刑事責 任の主体を正確に特定する必要がある。弱い人工知能製品や強い人工知能製品の刑 事責任の認定に関して、その特殊性の源は、人工知能技術が作成し、または持って いる、人間だけが持つ「知能」の深化にある。しかし、人工知能犯罪が「知能」技 術から特殊性を持つのと異なり、メタバース空間犯罪の特殊性の源は、現実空間の シミュレーション技術にある。シミュレーション技術はメタバースに相対的に独立 した空間を与える。異なる空間での同じ犯罪行為に対する解釈や結論は異なる場合 があり、例えば、遠隔でのわいせつ行為に対する刑法の認定には議論がある¹¹⁾。こ の点について、私は、メタバース空間犯罪の研究は、シミュレーション技術が持つ 特殊性に焦点を当てるべきだと考えている。

以上の比較から分かるように、メタバース空間犯罪は、ネットワーク犯罪、人工知能犯罪などの新しい犯罪タイプと似ている部分もあるものの、メタバース空間犯罪にはその独特な特徴がある。これには、完全なリアル性や特定の空間範囲が含まれる。これらの特徴の出現は、現行の刑法理論に一定の影響を及ぼす可能性があり、そのため、メタバース空間犯罪に関する専門の研究が必要とされるのである。それは決して所謂「学術的な空想」によってもたらされる「学術的バブル」ではない。

三. メタバース空間犯罪が伝統的な刑法理論に与える衝撃

メタバース技術の発展の多様な段階で、さまざまなタイプの犯罪リスクが存在する可能性がある。ネットワーク空間が「法の不毛地帯」でないのと同じく、メタバース空間も「法の不毛地帯」とは言えない。メタバース技術の発展に伴う犯罪リ

¹⁰⁾ 劉憲権「コネクテッドカーに関わる犯罪の刑法理論と適用」東方法学2022年第1号 58~59頁。

¹¹⁾ 阮林赟「二層社会背景における隔空わいせつの客観的解釈」青少年犯罪問題2020年第6 号102頁。

スクに対して、刑法は特定の対策を設計または採用して予防するべきである。メタバース空間犯罪は上述の他の犯罪タイプとは異なる特徴を持っており、これらの特徴は現行の刑法理論に衝撃を与える可能性がある。さらにはメタバース空間での社会的に有害な行動を規制する刑法に「処罰の隙間」や「危機」が生じるかもしれない。

(一) メタバース空間犯罪が法益の固有の形態に与える衝撃

刑法理論における法益は、犯罪行為によって侵害される、刑法が保護する利益を指す。法益は、刑法の立法や司法にとって重要な意味を持っている。立法では、法益中心の立法観は、法益が立法の開始と制限の両方に指導的意味を持つと考えられている。¹²⁾。伝統的な理論では、法益は我が国の刑法の特定の犯罪の分類基準であるとされている。司法では、法益の明確化は刑法の解釈に指導的な役割を果たし、刑法規範の正確な理解と適用を支援する。メタバース空間犯罪の認定にも、法益の確認は欠かせない。メタバース空間は、仮想空間と実際の空間が深く結びついたものであり、この特性はメタバース空間における法益の固有の形態が変化することを意味しており、これにより犯罪の認定や刑事責任の確定に関する混乱が生じることが考えられる。

法益の主体によって、法益は個人法益と集団法益に分けることができる¹³⁾。個人法益とは、市民個人の利益を指し、市民の生命、財産、自由などを含む。集団法益、または超個人的法益とは、社会のメンバーが共有する公共の利益を指し、国家や社会の利益などを含む。個人法益と集団法益の区別は、刑法の処罰範囲を明確にし、制限する上で重要な役割を果たす。そして、メタバース空間における個人法益と集団法益は、異なる性質の変化が生じる可能性がある。

まず、一部の個人法益が拡張される可能性がある。メタバース技術は人にデジタルアイデンティティを与える。このデジタルアイデンティティがあれば、肉体が直接関与しなくてもデジタルキャラクターを通じてメタバース内で活動ができる。そうなると、メタバース内での個人法益は全て肉体に依存するわけではなくなる。従来の個人法益は肉体に基づいている。例えば、生命や健康に関する法益は肉体からは切り離せない。肉体がなければ、多くの個人法益もなくなる。

しかし、メタバースの一つの主要な目的は肉体の制限を超えることである。この

¹²⁾ 周光権「モデルチェンジ時期の刑法立法の考え方と方法」中国社会科学2016年第3号 124頁。

¹³⁾ 張明楷『法益初論』中国政法大学出版社2000年241頁。

拡張が個人法益に影響を与えるかどうかは大問題である。ベークリーの「存在は知 覚されることである | という言葉によれば、デジタルキャラクターと肉体の関連性 が個人法益の拡張の鍵となる。個人法益が肉体に依存するのは、その法益が肉体に 接続されているからである。例えば、生命に関する法益は生命が存在するときだけ 存在する。もしデジタルキャラクターがこれらの法益を体現できなければ、法益は 拡張されない。しかし、一部の個人法益は新しい技術によってデジタルキャラク ターで体現できる可能性がある。その一例が感覚体験だ。Roblox 社が提案するメ タバースの特性――アイデンティティ、友達、没入感、低遅延、多様性、偏在性、 経済、文明――を考慮すると¹⁴⁾、特に没入感はメタバース独自の技術でしか実現し ない。メタバースは体に取り付けたセンサーや VR デバイスを使って感覚体験を 可能にする。体の動きもデジタル空間に反映され、これにより情報の交換を実現で きる¹⁵⁾。だから、メタバース内でのデジタルキャラクターが人の感覚体験を持てる ようになれば、一部の個人法益は拡張されるかもしれない。例えば、前述のような VR でのセクハラ事件がある。もしメタバース内でデジタルキャラクターと肉体が 深く接続されていれば、そのキャラクターへの侵害は肉体にも影響を与える。この ような侵害が一定の程度に達すれば、それは強制わいせつ罪や侮辱罪となる可能性 がある。

次に、集団法益の一部が拡張される可能性がある。個人法益だけでなく、集団法益も中国刑法において保護される重要な内容である。刑法による集団法益の保護の必要性は、基本的な自由を確保するために秩序を維持することにある。個人の自由は単独で存在することはできず、集団法益に依存している。集団法益の保護によって、個人の自由を超えた更なる自由が実現される。集団法益は個人法益の単純な集合ではないが、集団法益の侵害は最終的に個人法益に影響を与える。したがって、集団法益を保護することは、個人法益の先行的な保護とも言える。同時に、集団法益の保護は科学技術の進展と社会リスクに対処する効果的な手段とも考えられる¹⁶⁾。

現代社会は多様なリスクに直面しており、新しい社会リスクが出現することで、 集団法益の内容も変わってくる。例えば、ネットワーク犯罪の出現と発展に対応し

^{14) 「}大ブレイクした Roblox ロブロックスが子どもたちを『メタバース』に案内」https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_12349573, 最終訪問日: 2022年2月11日。

¹⁵⁾ 張洪忠 = 斗維紅 = 任呉炯「メタバース: 具身伝播の場面想像」新聞界2022年第1号77 頁。

¹⁶⁾ 王永茜「集団法益に関する刑法の保護」環球法律評論2013年第4号68頁。

て、刑法には情報ネットワーク犯罪活動幇助罪、情報ネットワークの安全管理義務不履行罪などが追加され、ネットワークの管理秩序も社会の管理秩序として保護されるようになっている。メタバース技術と空間は、独自のルールと秩序のフレームワークを形成する可能性があり、そのようなフレームワークは将来的に専門的な技術で管理と規制が行われるかもしれない。しかし、このような管理メカニズムが崩壊すると、メタバース空間と現実空間の両方に影響を与える可能性がある。したがって、メタバースの管理秩序と安全性も必要な刑法保護を受ける必要があるが、これに関する具体的な内容は現在の刑法には明示されていない。さらに、メタバースはブロックチェーン、スマートコントラクト、チェーンストレージなどの基盤技術に依存しており、従来のガバナンスモデルを打破している「7)。このようなガバナンスモデルが分散型の権力構造を形成する場合、現実空間の社会管理秩序に脅威を与え、管理が必要とされる。従って、メタバースが社会生活に深く関与し、現実空間と密接な相互作用を持つようになった場合、社会管理秩序を代表とする集団法益の内容もさらに拡張されることになる。ここにメタバースの管理秩序と安全性を含める必要がある。

(二) メタバース空間における犯罪行為の方法への影響

前述の通り、メタバース空間は現実空間とは異なる仮想性を持ち、同時にネットワークなどの他の仮想空間とは異なるリアル性を持っている。これらの特性により、メタバース空間での犯罪行為の方法には新しい変化が見られ、従来の犯罪行為の方法の認識に影響を与える可能性が高まる。認めなければならないのは、多くの犯罪の行為方法は伝統的な刑法理論の中で既に確立された形式を持っているが、メタバース空間では新しい変化が見られる可能性があることである。

一方で、詐欺犯罪の行為態様は変わる。伝統的な刑法理論によれば、詐欺とは行為者が事実を捏造または隠蔽し、被害者に間違った認識を持たせて財物を受け取る行為である。詐欺行為が成立するためには、誤った認識つまり錯誤が重要とされる。詐欺行為にいう錯誤は、通常、全体的または総体的な事実に対してのものである¹⁸⁾。しかしながら、筆者の見解として、社会の変化や新技術の登場により、錯誤の評価は変動する可能性がある。例えば、AI ロボットが部分的に人間の業務を代行することとなり、その AI ロボットが錯誤に陥るか否かが、刑法理論の焦点とな

¹⁷⁾ 于京東「メタバース:変化する世界における政治秩序の再構築と挑戦」探索与争鳴2021 年第12号47頁。

¹⁸⁾ 陳興良「民事詐欺と刑事詐欺の境界点」法治現代化研究2019年第5号7頁。

る。一部の研究者は、マシンが「騙される」ことはなく、錯誤に陥るのは人間だけだと主張する¹⁹⁾。しかし、この視点は、異なる社会環境では AI ロボットの「知能」が異なり、それに伴い彼らの社会的役割も異なることを考慮していない。現代の AI ロボットは十分に「被害者」となることができる²⁰⁾。したがって、マシンが知能を持つようになった場合、詐欺行為から生じる錯誤には、AI ロボットの判断ミスも含めるべきである。例として、ATM での他人のアカウントとパスワードの不正利用による行為を考えると、ATM が行為者をアカウントの正当な所有者と誤認し、自らの意思で金を出金することになる。我が国の刑事立法や司法実務には、これをクレジットカード詐欺とみなす事例がある。

筆者は、メタバースの登場が詐欺犯罪の手口を再び変化させる可能性があると考 えている。第一に、メタバース内での明確な指示が欠如している場合、デジタル キャラクターは錯誤を有する可能性がある。先述の AI ロボットが「騙される」例 は明確な指示に基づいているが、メタバースでは、デジタルキャラクターの行動の 幅と能力を最大化するために、アルゴリズムの範囲内で選択的に行動することが可 能となる。メタバース内のデジタルキャラクターは、商品購入時に一定の自律性を 持つことができる。この際、キャラクターの行動は固定されておらず、アルゴリズ ムに制御される。従って、メタバース内での詐欺は、アルゴリズム対アルゴリズム の「欺罔」であり、伝統的な詐欺とは大きく異なる。第二に、メタバース環境での 「真実」の理解は、現実空間とは異なるかもしれない。「欺罔」は「真実」の改変や 隠蔽と捉えられるため、「真実」の解釈は「欺罔」の認定に影響する。詐欺行為に おける事実の捏造や真実の隠蔽は、「真実」の歪曲や変更として特徴づけられる。 メタバースを構築する目的は「完全な真実」を追求することであるが、それと「真 実」は必ずしも同一ではなく、メタバースは現実とは異なる仮想的特性を持つ。こ の場合、真偽の判断は現実と異なり、デジタルキャラクターが認識する「真実 | と その対応する人間の認識する「真実」は、技術の介入により一致しないことがあ る。このような場合、「欺罔」が成立するかどうかや「欺罔」の対象が変わる可能 性があり、それが詐欺犯罪行為の中での「騙す」行為の判断に影響を及ぼすかもし れない。

一方で、身体的接触に関連する犯罪の方法が変わるかもしれない。身体的接触型 の犯罪とは、一般的に加害者が被害者との身体的接触を必要とする犯罪を指す。こ

¹⁹⁾ 張明楷「許霆事件の刑法学分析」中外法学2009年第1号45頁。

²⁰⁾ 劉憲権「新型決済方式におけるネットの財産侵害犯罪の性質認定の新たな考え方」法学 評論2020年第5号51頁。

こでの身体的接触とは、例えば、強姦罪、強制わいせつ、侮辱罪、児童わいせつ 罪、誘拐罪などの犯罪実行行為の要件を指す。実際には、インターネット空間で人 と人との間の身体的接触を実現することは実質的に不可能であるにもかかわらず、 現在のオンライン犯罪の認定では、従来の身体接触型犯罪への拡張解釈が現れてい る。例えば、中国最高人民検察院が発表した指導的事例では、ネット環境で性的刺 激を目的として、被害児童と直接の身体接触はないものの、児童にヌード写真の送 信を求める行為は、児童わいせつ罪として認定されるとされている²¹⁾。一部の学者 は、ネットでのわいせつ行為は実際のわいせつ行為に相当し、遠隔わいせつは刑罰 に値すると主張している²²⁾。従って、仮想空間では、身体接触型の犯罪が全く適用 されないわけではない。メタバース空間は他の仮想空間と比較して、リアル性があ り、現実の世界との統合を目的としており、現実の経済社会とそのガバナンスの ニーズに常に奉仕することが求められている²³⁾。したがって、メタバース空間は、 インターネット空間と同様にデジタルコミュニケーションと交流のプラットフォー ムを提供するだけでなく、触感技術を含む多感覚シミュレーションシステムを使用 して、人々がメタバース空間で世界を感じ取り、実際の経験を得ることを助ける必 要がある。このようにして、新しい接触方法がメタバース空間で生まれ、ユーザー は触感技術を通じてリアルな接触体験を得ることができる。これは間接的な身体接 触を意味する。言い換えれば、接触行為はメタバース空間で形式的に拡張されるの であり、この変化は、身体的接触に関連する犯罪の方法がメタバース空間でさらに 拡張される可能性があることを意味する。先述の遠隔"セクハラ"事件は、メタ バース空間の新しい接触方法が関連法益を侵害する可能性があること、新しい接触 方法も被害者の性的な羞恥心を傷つける可能性があることを示している²⁴⁾

注意すべきなのは、メタバース空間が触感技術を利用して新しい接触方法を開発する場合でも、すべての身体接触型の犯罪がメタバース空間に拡張されるわけではないことである。例えば、強姦罪は新しい接触方法の出現によってメタバース空間に登場することはない。その理由は、強姦罪が保護する女性の特定の性的権利が、シミュレーション触感技術だけで侵害されることは現段階では実現不可能だからで

²¹⁾ 最高人民検察院第43号指導的事例「駱氏児童わいせつ事件」。

²²⁾ 阮·前掲注(11)105~108頁。

²³⁾ 何哲「仮想化とメタバース: 人類文明進化の特異点とガバナンス」電子政務2022年第1 号53頁。

²⁴⁾ 劉憲権 = 陸一敏「児童わいせつ罪司法認定の難解な問題分析」青少年犯罪問題2020年第 4 号 6 頁。

ある。したがって、身体接触型の犯罪が触感技術によってメタバース空間で発生するかどうかは、メタバース空間の触感技術の発展度、特に触感のシミュレーション度だけでなく、犯罪が保護する法益が新しい接触方法によって侵害され得るかどうかにも依存する。

四、メタバース空間犯罪の刑法的規制のアプローチ

メタバース空間に存在するさまざまな刑事的リスクに対して、刑法理論はメタバース空間犯罪の規制のアプローチを積極的に研究し、考える必要がある。実際、 異なるタイプのメタバース空間犯罪には異なる特徴があり、それぞれに対して適切 な規制アプローチを採る必要がある。

第一に、メタバース空間を名目とする犯罪は一般的な犯罪として認定されるべき である。多くのメタバース空間犯罪は「メタバース」という新興概念を利用してお り、特にメタバース技術の初期段階では、詐欺、不法集金、マルチ商法などの一連 の犯罪がメタバース空間を名目とする犯罪に該当する。このタイプの犯罪は、主に 一般の人々がメタバース空間を理解せず、その重要な技術を活用していないという 客観的状況を利用している。実際には、メタバース空間の鍵となる技術を本当に利 用しているわけではなく、これは「偽メタバース空間」犯罪と言える。2022年2月 に、中国銀保監会は「メタバース」名目での違法な不法集金のリスクに関する警告 を発表し、不正行為者が「メタバース」名目を利用して、虚偽のメタバース投資プ ロジェクトを作成し、メタバースブロックチェーンゲームでの詐欺、悪質なメタ バース不動産取引での不法集金、違法なメタバース仮想通貨での利益の追求などを 行っていると指摘した。これらの行為は「メタバース」名目での犯罪に該当する。 このような犯罪はメタバース空間に関連しているものの、既存の刑法の関連規定で 既にこれらの行為を規制するために十分であり、新たな犯罪を専門に設定する必要 はない。刑事の実務でも、一般的な犯罪として認定すれば十分である。その理由は 次の诵りである。

第一に、メタバース空間の概念はこのような犯罪においては単なる犯罪ツールに 過ぎない。メタバース空間を名目とする詐欺、不法集金、マルチ商法などの犯罪に とって、メタバース空間の概念は、犯罪者が他人の信頼を得るためのツールとして 利用されているに過ぎない。通常、犯罪のツールの変化は、犯罪行為の性質認定に ほとんど影響を与えない。たとえば、ナイフで人を殺すか、棒で人を殺すかでは、 殺人罪の性質認定に差異はない。なぜなら、刑法には故意殺人罪しかなく、「銃で 人を殺す罪」と「棒で人を殺す罪」は存在しないからである。メタバース名目での詐欺と他の名目での詐欺でも、犯罪の性質認定に違いはない。現在の市場状況において、メタバースの概念を利用して集められる資金や詐欺の金額は、他の不法集金や詐欺犯罪に比べて多いと考える人もいるかもしれない。しかし、筆者の見解では、犯罪の金額は犯罪行為の性質認定に影響を与えず、依然として詐欺罪または集金詐欺罪に従って行為者の行為を認定し、実際の詐欺行為に対応する金額で処罰すべきである。2022年2月に、中国最高人民法院は「不法集金刑事事件審理に関する一部法的適用に関する解釈」を修正し、ネットワーク融資、投資出資、仮想通貨取引などの方法で不法に資金を集める行為はすべて「公衆預金不法集金罪」として認定されることを明記している。これは、集金の名目が犯罪の性質認定に影響を与えないことを示すものである。メタバース名目での犯罪も同様であり、メタバース名目での詐欺、不法集金、マルチ商法などの犯罪と同様であるべきである。

反対側から見ると、メタバースの概念が介入しても、この種の犯罪行為による法益侵害の程度は変わらない。一部の犯罪行為は、オフラインからオンラインへ移行することで、その社会的危害が「量的変化」を経験する。例えば、違法な情報をオンライン空間で拡散することがある²⁵⁾。これは、オンライン空間が、この種の情報伝播型犯罪行為に、オフラインの空間では提供できない伝播支援を提供するためである。しかし、メタバースの名目で犯罪行為を行う場合、メタバースの概念の介入は、メタバース技術の初期段階で行われた詐欺、不法集金、マルチ商法などの犯罪行為が法益に与える影響の程度を変えるものではなく、司法の実務では特別な確認を要することなく、一般的な犯罪手続きに従って有罪判決と刑罰を科すだけで十分である。

このように、メタバースの名目で犯罪を行う場合、一般的な犯罪の基準で認定できるものの、そのような犯罪の研究が無意味であるわけではない。これらの犯罪をメタバース犯罪の議論に含めることは、特定の方法でパッケージ化された詐欺、不法集金、マルチ商法などの犯罪の特徴と本質を理解するのに役立ち、強力な指導的な意義を持つ。同時に、これらの犯罪と既存の刑法理論に衝撃を与える可能性のある他のメタバース犯罪とを区別することで、メタバース犯罪に対するより精密な研究を実現できる。

次に、メタバース空間犯罪を適切に認識するために客観的解釈の方法を使うこと

²⁵⁾ 劉憲権「サイバー犯罪への刑法対応の新理念」政治与法律2016年第9号6~7頁。

が重要である。筆者は、メタバース空間犯罪を科学的かつ合理的に認定する方法 は、実際には刑法解釈の立場の選択に関連していると考えている。特に、メタバー ス技術の高度な発展段階で発生する犯罪に対しては、解釈の立場によって異なる結 論が導かれることがある。刑法理論において、刑法解釈の立場を選択するための主 要な3つの見解が存在する。主観説、客観説、および折衷説である。そのうち、主 観説は、刑法解釈は立法者が法律を制定した意図で限定されるべきであると考えて おり、立法者が法を制定する際の意図に忠実であるべきだと主張している。主観説 は刑法解釈に立法者の意図による制約を課し、刑法の文言の規範的意味が社会的環 境の変化に従って変わることはないと考えている²⁶⁾。客観説は、法律の意味は時代 とともに変化し、したがって法の解釈も時代によって異なると主張している。客観 説は、解釈結果が社会環境の発展と一致するようにするため、刑法解釈が立法当時 のものとは異なる解釈をすることを認めている。折衷説は、刑法解釈が主観的解釈 か客観的解釈かは具体的な状況に応じて決まるべきだと主張している。折衷説の中 にもさまざまな意見が存在する。例えば、一部の学者は「主観的な客観説」を支持 しており、客観的解釈の適用において「刑法の文言の原意解釈」を尊重すべきだと 考えている²⁷⁾。また、一部の学者は立法者の意図を広範に理解し、立法者の意図は 「規範的な目標の全般的な説明」に過ぎないとし、具体的な解釈過程では硬直した 主観的解釈を採用すべきでないと考えている²⁸⁾。

筆者は、伝統的な主観説は科学技術の発展に適応することが難しいと考えており、伝統的な主観説に固執することは科学技術時代における刑法の基本機能である社会の安全保障に有害であると認識している。ただし、立法者は意図を持って法を制定しており、その立法者の意図は尊重され、適切な理由なしに変更されてはならないと考えている。したがって、主観説の内容はすべて放棄されてはならず、主観説で提唱されている立法者の意図が尊重している内容は維持されるべきである。立法者の意図が比較的明確な場合、立法者の意図に従って刑法を解釈すべきである。しかし、「時間は静止しておらず、法は、立法時には立法者が予期した方法で機能するが、その後には立法者が予期しなかった方法で法が機能する可能性がある」場合がある²⁹⁾。多くの場合、立法者の意図は明確には判明不可能であり、立法者は将

²⁶⁾ 李希慧『刑法解釈論』中国人民公安大学出版社1995年78頁。

²⁷⁾ 劉艶紅「インターネット時代の刑法客観解釈の新たな形成――『主観的客観解釈』」法 律科学2017年第3号100頁。

²⁸⁾ 王華偉「インターネット時代の刑法解釈論の立場 中国法律評論2020年第1号100頁。

²⁹⁾ Karl Larenz (著) 陳愛娥 (訳) 『法学方法論』 商務印書館2003年225頁。

来の社会の発展を予測することはできない。このような場合、条件付きの客観的解釈が採用されるべきである。法律が改正されていない場合、立法者はメタバース空間の急速な発展がもたらす新しい犯罪リスクを予測できないかもしれない。したがって、メタバース空間犯罪に対する客観的な解釈は、条件付きであるべきであり、無制限ではなく、解釈者の主観的な態度に左右されるものではない。メタバース空間犯罪を客観的に解釈するには、刑法の文言そのものの制約を受け、合理的な解釈結論に達するために他の法的解釈方法を適用する必要がある。具体的には、メタバース空間犯罪を客観的に解釈する際に、以下の2つの側面が重要である。

第一に、メタバース空間で展開される法益の形式や内容を刑法の保護範囲に含めるべきである。前述のように、メタバース空間犯罪は法益の本質的な形態に影響を与える可能性があり、個人法益と集団法益はメタバース空間内で変化するであろう。この中で、個人法益の形式は拡張される可能性があり、集団法益の内容は拡充される可能性がある。したがって、拡張または拡充された法益の形式や内容も刑法の保護対象に含めるべきである。例えば、デジタルキャラクターと人体が高度に接続され、人体がデジタルキャラクターの触覚を体験する場合、人体と対応するデジタルキャラクターの性的羞恥などの内容を刑法の保護対象に含める必要がある。また、メタバース技術の特定の形態が形成された後、メタバース空間の管理秩序を社会的管理秩序の一部として理解し、それを刑法の保護対象に含めることを検討すべきである。そうしないと、メタバース空間が、犯罪者が関連する犯罪行為を行い、刑法の制裁を回避する「法の不毛地帯」または「犯罪の温床」となる可能性がある。

第二に、一部の犯罪行為の手段を拡張解釈する必要がある。刑法における拡張解釈とは、刑法条文の「可能な意味」の範囲内で解釈を拡張することを指す。ここでの「可能な意味」の範囲は、通常、刑法条文に対応する言語の射程を指す。これは、刑法条文の「可能な意味」の範囲内で解釈すると、解釈の結論と刑法規定には明白な意味の違いがないことを意味する。社会的リスクが増加することを背景にするときは、客観的解釈による結論は処罰拡張の傾向を持つ。したがって、多くの客観的解釈による結論は、刑法条文の「可能な意味」の範囲を超える可能性があり、罪刑法定の原則に抵触する虞がある。文理解釈の制約で、多くの犯罪行為の手段については、現実の空間で既に基本的な内容について合意が得られている。しかし、メタバース空間の出現につれて、これらの犯罪行為の手段に対する刑法の解釈は、以前と全く同じような内容に拘るべきではない。それを固定してしまうと、メタバース空間が規制を逃れる犯罪の温床になる可能性がある。実際、多くの犯罪行為

の手段はすでにインターネット時代に変異している。したがって、技術のより高度なメタバース空間では、犯罪行為の手段について必要な客観的解釈を行うことは、一般の人々が受け入れられる範囲に合致するはずである。例えば、インターネット時代には、遠隔のセクシャルハラスメントがセクシャルハラスメントの一形態として解釈されている。メタバース空間でも直接の接触がないセクシャルハラスメント行為が発生する³⁰⁾。このような非接触のセクシャルハラスメント行為は伝統的な理論とは異なるものであるが、メタバース空間が触覚技術などを利用して人体の非接触と直接接触を同等に感じさせることができると考えるならば、このような非接触のセクシャルハラスメント行為を刑法のセクシャルハラスメントと解釈すべきである。

客観的解釈の優越性は、刑法の安定を確保しながら、刑法の社会保護機能をより大きく発揮できることに現れる。立法者にとって、当時存在しなかった刑事リスクに対して法条を作ることは不可避であり、立法者がリスク防止に対する態度をとっていないとは言えない。つまり、立法者がこの種のリスクを構成する行為が犯罪に該当する可能性を認めていないからといって、この新しいタイプの犯罪に対する規制が立法者の意図に合わないと単純に結論づけるべきではない。立法者の意図が明確でない場合、刑法の条文に従って客観的に表れた意思に基づいて解釈することは、罪刑法定の基本要件に適合するだけでなく、社会環境の変化に合理的な解釈の結論をもたらすであろう。前述のように、メタバース空間は「法の不毛地帯」ではなく、現行の刑法条文にメタバース空間や関連する立法の意図が明確に記載されていないからといって、メタバース空間や関連する立法の意図が明確に記載されていないからといって、メタバース空間を犯罪のグレーゾーンにするべきではない。

客観的解釈は本質的に解釈の立場の一つを代表するものであり、客観的解釈を通じて必ず正確な解釈の結論を直接に導き出すわけでもない。メタバース空間犯罪に対する条件付きの客観的解釈を行う際には、さまざまな解釈方法を適用する必要があり、こうしてようやく科学的かつ適切な解釈の結論に至ることが可能となる。したがって、メタバース空間に対して客観的な解釈に対する過度な敵意を持つ必要はない。客観的な解釈の結論が恣意的であると単純に考えるべきではない。実際には、必要な場合には、条件付きの客観的解釈を行うことは、高度な技術の発展に対応する刑法の規制の現実的な要求に合致し、刑法の条文が動的な価値を発揮することを示すものである。

³⁰⁾ 劉憲権 = 王哲「メタバースにおける刑事リスク及び刑法対応」法治研究2022年第2号7 頁。

五.終わりに

確かに、理論的には、メタバース空間に対する関心は、一定程度、資本の運用やメディア報道の影響を受けている。しかし、メタバース空間それ自体が、現実空間やネットワーク空間と異なる特性を示しており、新たなタイプの犯罪のリスクをもたらしている。メタバース空間が最終的に人々が望む社会形態を形成するかどうかに関係なく、法律規制と関連する管理秩序から逸脱すべきではない。メタバース空間は物理的な制約を一部突破できるものの、法的な制約を突破することは許されない。それを許すことは社会生活と管理秩序に合致しないからである。

メタバース技術の発展は、社会生活の変化だけでなく、伝統的な犯罪の認識モデルにも影響を与える可能性がある。この影響は、メタバース技術の初期段階では明確ではないかもしれない。初期段階では、詐欺や不法集金などの犯罪は通常、一般的な犯罪の枠組みで処理されるだけで十分だと理論的に考える人もいるかもしれない。しかし、高度な発展段階のメタバース技術では、拡張現実感を提供する先端技術を通じて、メタバース空間犯罪は法益の形式や内容の変化、犯罪行為の拡大をもたらす可能性がある。したがって、この新しいタイプの犯罪をどのように規制するかは、刑法理論が検討し議論すべき重要な問題である。

事実、新しい技術の出現と進化に直面して、刑法理論は常に観察するだけではなく、対処策とアプローチを提供してきた。例えば、人工知能技術の発展は人工知能犯罪の研究を促進し、ネットワーク技術の発展はネットワーク犯罪の研究を促進した。人工知能犯罪とネットワーク犯罪に対する刑法理論の深い研究は、人工知能技術とネットワーク技術が社会にもたらす利益を確保しながら、基本的な安全と安定を維持することに役立った。

近年、ビッグデータ、クラウドコンピューティングなどの新興技術の出現により、刑法理論は新しい高度な技術によって引き起こされる刑事リスクの変化に目を向け、刑法の対応方法、戦略、アプローチを積極的に検討し始めている。自動運転事故の刑事責任の割り当てに関する研究は、この種の事故の司法認定の難しさに対処するのに役立っている。同様に、メタバース空間の発展に対しても、刑法理論の議論は「学術的な空想」ではなく、必要なものであり、メタバース技術の健全な発展に貢献するであろう。これはメタバース空間の負の影響を誇張し、杞憂するものではなく、未来への備えに対する考え方の一環である。

〔解 題〕

ここに訳出したものは、監訳者である松宮との10年を超える学術交流のパートナーであり、その赴任先の中国華東政法大学において訳者の孫を導いてきた劉憲権教授が、「メタバース空間における刑事規制」という最先端のテーマを扱った論稿である。そして、これもまた冒頭の脚注で示されているように、中国国家社会科学基金重大プロジェクト「インターネット時代の社会管理と刑法体系の理論的革新」の研究成果の一翼を成すものでもある。

現時点では、「メタバース」の一致した定義は存在しないようであるが、これは 単なる仮想空間ではなく、現実世界の利用者がアバターなどと呼ばれる自己の分身 で参加するスペースであり、視覚ばかりでなく触覚などの五感全体を繋ぐことも可 能になる空間と考えてよいであろう。

劉教授は、このような世界における、またはこのような世界を利用した犯罪とその規制について、「メタバース」の発展段階に応じて思索を展開し、高度な発展段階では、従来の犯罪の手段を拡張する必要があるだけでなく、「メタバース」の空間自体の安全性を担保するあらたな法益とそれを保護する刑事規制が必要であると述べている。

具体的には、「メタバース」技術の初期段階では、詐欺などの手段が変化するだけなので、伝統的な犯罪の枠組みで処理できるが、高度な発展段階では、生身の肉体を離れたデジタルキャラクターに対する身体的犯罪の拡張(例えば、アバターへのセクハラ、不同意わいせつなど)と、メタバースの管理秩序と安全性それ自体を保護法益とする犯罪規定が必要であると説かれるのである。

このような「新たなタイプの犯罪のリスク」に刑法学から果敢に挑戦される劉教 授に監訳者として敬意を表しつつ、本稿が日本における「メタバース空間における 刑事規制 | をめぐる議論に学問的刺激を与えることを期待する。

(松宮 孝明)